

《 テーマ 安全なくらしの推進 》
平成30年7月豪雨の被災地支援活動

1 目的・趣旨

この事業は、しまね社会貢献基金に対する県民からの寄附金を活用して、NPO法人等による平成30年7月豪雨の被災地支援の取り組みについて助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの寄附金と県の拠出金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

2 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体で、NPO法人にあつては定款に、任意団体にあつては定款に準ずるものに、今回のテーマ（安全なくらしの推進（NPO法上は「災害救援」））を活動分野として掲げる団体であること。

注：しまね社会貢献基金登録団体でない団体は、別途、登録手続きをしてください。手続きの詳細は下記ホームページで確認してください。

3 募集事業

NPO法人等が自由な発想や専門的な技術、知識等を活かして平成30年7月豪雨の被災地支援に取り組む事業を募集します。1団体が応募できる件数は、1事業とします。

事業実施期間は、事業採択後の交付決定日から平成31年3月末日までです。

4 募集事業の基本的な条件

- ① 提案団体自らが実施するものであること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- ③ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
- ④ 事業対象経費（下記5）が10万円以上であること。

5 対象となる経費及び金額

(1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、スタッフに係る食糧費及び備品購入費（1点5万円以上）は対象外とします。

(2) 助成金額・件数

20万円の範囲内で、1事業程度を選定します。（下限10万円）

6 応募方法

- ・提出期限：平成30年7月18日（水）12：00必着
- ・提出書類：事業申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第1号別紙）及び添付書類
- ・提出方法：持参又は郵送

※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

7 選考・審査

- (1) 民間の委員を主体にした審査会（7月19日を予定）で書類により選考を行います。
- (2) 審査のポイント
 - ① 募集テーマとの適合性、事業の目的及び公益性
 - ② 事業の効果、地域社会への貢献度
 - ③ スケジュール
 - ④ 事業の実効性
 - ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性 等

8 採択・決定

- (1) 事業採択は、審査会で決定します。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 補助額等については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。
- (4) 県の他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）取組は、本事業において採択しません。

9 その他

- (1) 事業実施後は、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。
- (2) 報告会による事業の事例発表を予定しておりますので、御協力をお願いします。

10 情報公開

採択された事業の内容や実施状況等については、ホームページ等により広く紹介します。

11 提出先・相談窓口

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室
〒690-8501 松江市殿町1番地

Tel : 0852-22-6099 Fax : 0852-22-5636 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp

HP : <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>